

本籍地記載不要についてのお知らせ

平成 29 年 4 月 1 日から労働安全衛生規則等の一部改正により本籍地の記載が不要になります。

上記の改正にともない、当支部の各種講習会の申込書に本籍地の記載欄がありますが、平成 29 年 4 月 1 日以降の申込書には本籍地の記載が不要となります。

1. 当支部の各種講習会の申込書の本籍地記載欄を削除したものを 4 月上旬に送付させていただきます。
2. 当支部ホームページの「講習・研修のご案内」のものについては、4 月初旬にすべて本籍地記載欄を削除したものと差替えを行います。
3. 今後発行します「修了証」には本籍地が記載されません。また、紛失などで再交付の際も本籍地の記載は不要となります。